

いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ未然防止・早期発見に係る委員会の開催（毎月）

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、人権教育主任、学習指導主任、特別支援教育主任
養護教諭（教育相談係）

イ 取組内容

- ・いじめ防止基本方針及び行動計画の立案と検討（4月）
- ・校内研修（現職教育）の企画・立案（4、6月）
- ・いじめに関するアンケート（心の健康チェック）調査項目の検討（4月）
- ・いじめに関する要配慮児童への支援方針の決定（6月）
- ・実施したWEBQ-U及びHyperQ-U調査の結果分析（いじめの未然防止の視点から）
- ・情報共有（6、10月）
- ・SC、市心理相談員との連携（情報提供、助言された内容の共通理解）
- ・情報交換による児童の状況の把握と情報の共有（毎回）
- ・行動計画に照らしての2か月間のいじめ問題への取組の評価（毎回）
- ・いじめ防止基本方針及び行動計画の実効性の点検・評価（2月）

(2) いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催…事案発生時）

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、当該児童の担任、人権教育主任、学習指導主任、
養護教諭（教育相談係）、その他必要に応じて外部専門家（真岡市心理相談員、SC等）

イ 取組内容

（ア）調査方針、分担等の決定

- ・行動の優先順位の決定 …… 校長、教頭
- ・関係児童への事実関係の聴取 …… 当該児童の担任、児童指導主任
- ・緊急アンケートの作成、実施 …… 教育相談係（養護教諭）
- ・関係保護者への連絡 …… 当該児童の担任、児童指導主任、教頭
- ・市教委への連絡 …… 教頭
- ・関係機関への連絡 …… 教頭、児童指導主任
(必要に応じて、警察、児童相談所、人権擁護機関、医療機関、芳賀教育事務所等)

（イ）指導方針の決定、指導体制の確立、再発防止策の検討

- ・関係学年への指導、支援 …… 当該児童の担任、教頭
- ・全校児童への指導 …… 児童指導主任、人権教育主任
- ・被害児童、加害児童への指導、支援 …… 当該児童の担任、児童指導主任、教頭
- ・観衆、傍観児童への指導、支援 …… 当該児童の担任、人権教育主任、教務主任
- ・保護者との連携 …… 教頭、教務主任
- ・市教委、関係機関との連携 …… 教頭
- ・地域（民生委員等）との連携 …… 教頭、教務

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの起こらない学校づくり

道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中に、いじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組み、協力し合って一緒に伸びようとする雰囲気あふれる授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の追求を促し、児童の道徳性を育てる。

ウ 特別活動の充実

- ・望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・全ての児童が自己有用感や充実感を感じられるよう、個々の役割を適材適所に分担し、主体的な活動を促したり、複数の目で児童の様子を見取り、小さな成長を見逃さず賞賛したりする。
- ・生命や自然を大切にする心、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊

学習など様々な体験活動の充実を図る。

- ・違いを認める心、下級生や配慮を要する児童への思いやり、その子を支援する実行力などを育てるために、異年齢集団による活動を積極的に導入する。

工 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを理解した上で、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して具体的に指導する。
- ・自らの言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることができないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨き、チェックリストを用いて定期的に指導姿勢を振り返るとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりをするとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・学校のホームページ、保護者会（4月）、学校だより等を通して、保護者・地域に対し、「いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価を反映するなど、学校組織としてのいじめ問題への取組について幅広い評価ができるようにし、改善に生かす。

(2) ネットいじめへの対応

- ア インターネットのもつ利便性及びその裏にはらむ危険性を理解させながら、タブレットやスマートホンなど家庭における情報機器の適切な利用について指導する。特に以下の点について、重点的に指導する。
- (ア) 掲示板やブログ、動画掲載サイト等にむやみに投稿したり、個人情報を掲載したりしない。
- (イ) 有害サイトにアクセスしない。
- (ウ) ネットを介した他人への誹謗、中傷は絶対にしない。
- イ 児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に該当し、被害者が不登校や自傷行為、自殺など深刻な事態に発展する可能性のある行為であることを十分理解させるとともに、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。
- ウ 家庭における情報機器（通信機能付ゲーム機を含む）の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器利用に関する研修会を実施する。

(3) 指導上の留意点

- ア 「いじめられる側にも問題がある」という認識やニュアンスを含んだ発言は絶対にしない。
- イ 感情の抑制が利かないなど発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が障がいへの特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画を活用した情報共有を行いつつ、児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえて本人及び家庭に対し、適切な指導及び必要な支援を行う。
- ウ 帰国子女や外国人児童、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童、被災児童、家庭環境に著しく恵まれない児童については、全教職員が児童の置かれている困難な状況や背景について十分に共通理解し、適切な指導及び必要な支援を行う。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のためのスタンス

- ア 些細な兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の言動や表情等に表れる小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ア 気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。（職員会議及びいじめ未然防止・早期発見に係る委員会での情報交換→いじめ認知の対応に係る委員会の開催要請）
- イ 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活が送れるよう配慮する。
- (ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口の設置（教育相談係…養護教諭）
- (イ) 相談箱の設置…保健室前廊下
- ウ 教育相談月間（6月、10月）を設け、学級担任が児童一人一人の悩みや問題点を早期に把握し、解決を図るための援助ができる環境づくりを確立する。
- エ 児童が安心していじめ被害を訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を実施する。

- (ア) 心の健康チェック（毎月） (イ) WEBQ-U 及び Hyper Q-U 調査（5月、10月）
オ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- (ア) 学校いじめ防止基本方針の周知
- ・保護者会、学校運営協議会、就学時の健康診断等での説明
 - ・学校ホームページ、学校だよりへの内容掲載
- (イ) いじめ被害の相談、通報窓口の周知
- (ウ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のためのスタンス

- ア いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- イ いじめた児童に対しては毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- ア いじめ認知の対応に係る委員会が中心となり、関係児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教委に報告するとともに、心理や福祉等の外部専門家・関係機関とも連携をとる。

(3) 児童・保護者への支援

- ア いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に関する情報を共有する。
- イ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定し、被害児加害児双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼し、助言する。
- ウ いじめが解決（解消）したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。なお、いじめが「解消している」とは、以下の2つの条件をともに満たしている状態を言う。

- いじめに係る行為が相当の期間（※1）止んでいること
- いじめられた児童が心身の苦痛を感じていない（※2）こと

※1 いじめられた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

※2 いじめられた児童及び保護者に対し、面談等により確認する。

- エ 必要に応じ、いじめられた児童の PTSD（心的外傷後ストレス障害）等、いじめによる後遺症へのケアを行う。
- オ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ア いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、被害者、加害者双方の気持ちを考えさせるとともに、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようとする。
- イ はやし立てる等の行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ウ いじめを止めない限りは、観衆も傍観者もいじめる側に入ることを認識させる。
- エ いじめを止めさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ア ネットいじめを発見した（通報があった）場合には、いじめ認知時の対応に係る委員会で情報を共有するとともに、市教委と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除をサイト管理者に求める。
- イ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対応について

法における「重大事態」とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害(※3)が生じた疑いがあるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(※4)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※3 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童が自殺を企図した場合、心身に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などである。さらには、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときとする。

※4 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日間とする。また、左記の目安にかかわらず、一定の期間、連続して欠席しているときとする。

- (1) 当該重大事態に係る事案については、市教委に報告するとともに、その指示を受け、調査委員会等を組織して調査にあたる。
- (2) 必要に応じて所轄警察署、弁護士、医師等の関係機関や外部専門家の協力を仰ぎながら対応にあたる。
- (3) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになつた事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (4) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け、協力を依頼する。
- (5) いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係る委員会)を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

6 取組の評価・見直しについて

(1) 「学校組織としてのいじめ問題への取組」についての評価・改善

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- イ 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価する。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

- ア 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即しているかを2月のいじめ未然防止・早期発見に係る委員会において点検し、基本方針の見直し、改善を行う。
- イ 国や県の動向も踏まえ、策定から3年を目途として見直しを行う等、必要な措置を講ずる。

7 その他(専門機関の連絡先)

各専門機関	電話番号
○真岡市教育委員会 学校教育課 指導係	0285-83-8181
○真岡市心理相談員	〃
○栃木県総合教育センター	028-665-7210
○芳賀教育事務所学校支援課	0285-82-3324
〃 いじめ・不登校対策チーム (スクールソーシャルワーカー在籍)	0285-82-5274 (専用ダイヤル)
○県東健康福祉センター総務企画課	0285-82-3321
〃 福祉指導課	0285-82-2138
○中央児童相談所	028-665-7830
〃 児童虐待緊急ダイヤル	028-686-3005
※児童相談所全国共通ダイヤル	局番なし 189 (いちはやく)

いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき)

